

魚津市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「魚津市教育振興基本計画」という。）の策定にあたり、専門的かつ総合的に検討するため、魚津市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、魚津市教育委員会の諮問に応じ、次の事項について検討し、その結果を答申する。

- （1） 魚津市教育振興基本計画の策定に関すること。
- （2） その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから魚津市教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- （1） 学識経験者
- （2） 学校教育関係者
- （3） 社会教育関係者
- （4） 保護者の代表者
- （5） 前各号に掲げる者のほか、魚津市教育委員会が必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 策定委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名し、委員の同意を得て定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱した日から答申した日までとする。

（意見の聴取）

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の

出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、魚津市教育委員会教育総務課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則 (平成27年1月23日付け教総第514号教育長決裁)

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。